

事 業 委 員 会

平成 2 0 年 6 月 6 日 (金)

事業委員会

日 時 平成20年6月6日(金)午前10時00分開会 - 午前11時09分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 岡本委員長、小川副委員長、鍛冶、奥野、反保、辻下(文)、辻下(正)
谷本議長、和田監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、田代、竹内

出席理事者 石田町長、松永事業部長、梶本事業部事業課長、家永事業部地域振興課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、
矢部事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、萬谷事業部事業課長代理兼建築係長、
末原上下水道部長、吉田上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長
河合上下水道部水道課長代理、早野上下水道部下水道課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

岡本委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会の出席、ご苦労さまです。

あわせて傍聴議員の皆さん、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席です。

理事者についても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより事業委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いします。

6月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

岡本委員長 ありがとうございます。

それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、議題とします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

家永事業部地域振興課長 それでは、1ページをご参照ください。

平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)のうち、当委員会に付託された案件につきまして、説明させていただきます。

歳入でございますが、20、諸収入、雑入としまして、300万円の補正を行うものでございます。財源としましては、その他特定財源でございます。これは平成19年度の岬町海釣り公園の事業利益が確定したことに伴い、指定管理者である小島フィッシング株式会社より、協定に基づき、19年度は施設整備期間中であることから、事業利益の2分の1相当額の納付を受け、海釣り公園納付金としまして補正を行うものでございます。なお、海釣り公園の19年度事業利益につきましては、600万6,809円でございます。ま

た、平成19年度運営状況の詳細につきましては、空港対策跡地利用促進委員会でご説明させていただきますと予定しております。

歳出ですが、13、諸支出金、海釣り公園管理基金費としまして、300万円の補正を行うもので、歳入で説明させていただきました海釣り公園納付金を将来の大規模修繕などに備える海釣り公園管理基金として積み立てるため、補正するものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出とも合計300万円の補正を行うものでございます。

以上です。

岡本委員長 本件について、質疑、意見はございませんか。

鍛冶委員 確認したいんですけども、私の記憶では、21年度からプラスのときは500万、年間で、管理費として入ってくると聞いていましたけども、今回は19年度で利益が出る。その半分をもらうということですか。そういう協定はあったんですかな。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 指定管理者につきましては、募集要項上、施設整備負担金として500万円、利用料金の10%という条件になっております。ただし、施設の整備期間中、運営状況に応じて指定管理者と協議をするという取り決めになっております。その中で19年度につきましては、施設の整備期間中であるということから、運営に係る利益の2分の1を町の方に納めていただき、それを管理基金に積み立てるといった協定内容となっております。

以上です。

鍛冶委員 結構なことだと思うんです。21年度から500万ということですけども、そのときも予想以上に利益が上がった場合は、その2分の1、それは関係なしに500万、その辺、ちょっとお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 19年度及び20年度につきましては施設の整備期間中ということでございますので、利益の2分の1相当額を町の方に納付いただく約束となっております。21年度以降につきましては、施設整備に係るものとして500万円、それと利用料金の10%を入れていただくという約束で協定を巻く予定でおります。

鍛冶委員 ちょっと私の認識と違ったんですけども。それは結構なことなんですけどね。もうかった場合には500万が、1件だけじゃなかったかと思うんですけども、それについては500万プラス利用料金、その増減によってプラスアルファがあるわけですか。その辺が、これは空港対策の方でいろいろ出てきましたけども、そういう記憶なかったんです。ただ

500万だけしかなかったんですよ。その辺は、我々にも資料は出ましたかね。あわせてお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 事業委員会、それから空港対策跡地利用促進委員会の中で、指定管理者との協定内容、それと募集要項の内容につきましては、ご説明をさせていただいたかと思います。

先ほどの町への納付金につきましては、赤字の有無にかかわらず、施設整備負担金として500万円それと利用料金の10%ということになっておりますが、募集要項上は施設の整備期間中及び運営状況に応じて協議をさせていただくということを取り決めております。その中で赤字が発生した場合等につきましては、指定管理者の方とご相談をさせていただく形になるかと思いますが、基本的には募集要項上は施設整備の500万円と利用料金の10%というのが条件となっております。

鍛冶委員 勉強不足なところすいません。管理費の500万はわかりましたけども、あとは利用者においての、この辺の金額は何ぼ、その点だけもう一度教えてください。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 利用料金の10%、利用料金収入の10%を別途納付いただくということでございますので、これは収入状況によって変わってくる内容となっております。

鍛冶委員 参考までに、19年度で幾らぐらいの利用料金だったんですか。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 19年度の利用料金につきましては、約2,391万円となっておりますので、その10%でいきますと、240万円弱入ってくる計算になります。

鍛冶委員 益々これが多くなれば町も助かることですから、お互いがんばらなありませんな。以上です。

岡本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第46号「平成20年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

岡本委員長 満場一致でございます。よって、議案第46号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

次に行きます。

議案第50号「平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

吉田上下水道部水道課長 平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件について、ご説明します。

委員会資料2ページをご参照願います。

収益的支出ですが、水道事業費用、営業費用、総係費の委託料につきまして、1,342万9,000円の増額補正を計上するものです。

補正の理由ですが、未収金の整理業務、検針業務、開栓・閉栓業務及びこれらの業務の手續、電話・窓口等の対応などの業務等を行うものです。

以上が補正予算の内容であります。ありがとうございました。

岡本委員長 本件について、質疑、意見はございませんか。

反保委員 業務委託ということですが、これちょっと質問、5点ほどさせてもらいます。

今までの過去からこれまでの未収金の金額は幾らぐらいあったんでしょうか。そしてまた、平成19年度の未収金の金額を教えてください。

役場内には水道の未収金以外にも税の滞納金もあろうかと思うんですけど、なぜ一緒に滞納の整理ができないものか、これもお聞かせ願いたいと思います。

それから、未収金の整理、検針、開栓、それから閉栓、これらに関する事務や手續の問い合わせなどの業務を行うと。町で行った場合、それは大体幾らぐらいかかるものか、教えていただきたいと思います。

そしてまた、業者との金銭的な比較、町との対応と、それから、直接でなしに業務委託した場合の金銭的な比較はどのようになっているんでしょう。

それと、費用面以外に業者との委託をした場合、どういうメリットがあるのか、これも

聞きたいと思います。

それから、もう一つ、業者委託の契約は3年間ほど予定しているというふうにお聞きしているんですけど、なぜ3年間が必要なのかの説明もお願いしたいと、そういうように思っております。

以上の5点、よろしく申し上げます。

吉田上下水道部水道課長 まず1点目ですけれども、過去からこれまでの未収金の額ですが、昭和59年からの未収金がありまして、本年3月31日現在までで未収金は約1億6,300万円。その1億6,300万円のうち、3月の調定分は、納期が20年度の4月ということになりますので、それを除きます実質的な過年度の未収金合計は約1億2,300万円です。それと、そのうち19年度の実質的な未収金は約2,900万円です。

次は、水道料金の未収金の整理と滞納金の整理と一緒にできないものかということなんですけれども、水道料金は水道の使用料に対する未収金で、催促に応じない場合は、最終的には給水停止となっていくわけですが、これは未収金に対する処分ではなく、あくまで未納者に対して水道水という商品を、未収となっておりますことから、商品をお売りしないということでありまして。滞納処分ではありませんので、給水停止を含めた未収金整理においても業者委託ができるようになっております。

一方、税金の方は税金の滞納整理は、滞納者に督促、催促を行っても滞納が続く場合は滞納者の財産を差し押さえ、さらには差し押さえた財産の公売などの処分ができるということになっております。その処分は職員である徴税吏員でなければできないため、仮に業者委託をしたとしても、税金納付のお願いをするだけとなるのではないかと考えられます。

このようなことから、水道の未収金と税金の滞納整理を同時にすることは難しいものがあると考えております。現状におきましては、委託においても一括して業者委託することは困難と考えております。

それから、次は未収金の整理、検針、開栓、閉栓、これらに関する事務等について、直接町で行いますとどのぐらいの費用かということと、業者委託との比較ということだと思っておりますけれども、これらの業務を行う場合、町で行うと約4名の人員が必要かなと思われまして。その場合の試算ですけれども、平成18年度の普通会計の方から引っ張ってきておりますが、平均給与1人当たり約650万円で、4名で換算しますと、2,600万円となります。これに現在行っています現地での検針の個人委託約370万円を合わせますと、合計年間2,970万円となります。その一方で業者委託すると、これもこちらの試

算ですけれども、これと同等の業務の項目で約2,700万円と試算しております。その試算では、約270万円程度の効果が生まれるのかなと思っております。

それと費用面以外の業者委託に関するメリットということですが、水道事業につきましては、水道料金により事業運営を行っておりますが、近年、未収金が増加してきております。そのため、納付者と未納者との間における不公平感が起こってきております。未納者の増大を食いとめ、減少させることが急務であると考えております。この不公平感を払拭し、水道事業に対する信頼を高める必要性があり、また、将来にわたって料金収入の確保を図るため、積極的に催促し、給水停止を視野に入れた未収金の整理を行うもので、この業務に対して民間のノウハウを活用するものでございます。

次に、検針業務につきましては、現在、個人委託により、個人の方にご苦勞をおかけし、検針を行っていただいておりますけれども、現状では検針人の傷病やその他諸事情による契約解除など、突発的な事態の対応について、経費の削減の折から、代替要員の確保はできていないのが現状です。突発的な事態の対応には苦慮しているところです。検針人の傷病等突発的な事態でも円滑に検針業務が行えるよう、さらに精度の高い検針をこれによって行っていきたいと考えております。

また、これらの業務とあわせまして、開栓、閉栓も一体的に行い、よりスピーディーに円滑な開栓や閉栓を行いたいと考えております。

これら未収金の整理、検針、開栓・閉栓業務に民間のノウハウを生かし、使用者へのさらなるサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

その次に、3年の計画で予定しているが、なぜ3年の計画が必要かというご質問と思われますけれども、業務の内容は未収金の整理、検針の業務、開栓・閉栓等でありまして、そのうち特に未収金の整理につきましては、未納が始まってから最終的には給水の停止をするまでに2カ月ないし3カ月の日にちを要するものと思われます。それが全町にまたがっております、単年度では一気に成果が上がるのが困難かと思えます。それと、また委託している各市等に問い合わせたところも踏まえまして、3年程度の計画によって未収金の成果をトータルとして上げていくというような状況も聞き及んでおりまして、本町におきましても3年計画で実施していきたいと考えております。

以上です。

反保委員 お答えをお聞きしましたが、業務委託した場合、4名分が必要で650万の試算で2,600万の費用を想定しているということは、水道課の方で4名分の削減を考えているん

でしょうか。

吉田上下水道部水道課長 未収金の整理、検針、閉開栓に係る事務あるいは現地における閉開栓等々の業務ですけれども、もともと水道課におきまして、現在の執行体制は、水道事業の日常の運営に係る執行体制となっておりまして、毎年、未収金に対する督促状等の送付程度は行ってありますけれども、本格的に未収金の整理をできるような体制となっておりません。そのため未収金の整理に関しましては、今後、本格的にこれによってやっていくということですので、未収金の整理に関する職員削減ということは困難かと思われま

す。ただ、検針に係る業務、閉開栓に係る業務、それに係る手続等、もろもろの事務につきましましては削減を図っていくべく検討してまいりたいと考えております。

鍛冶委員 一部ダブりますけども、前もって私の質問事項を言っておりますけども。とりあえず過去2年、18年と19年度の集金状況、18年では総売上が何件あって、入金件数が何件あったと。未入金の件数は何件あると。大体のその金額ね。それと19年度も同じくです。そのうちワースト10については、個人名は要りませんけども、法人とか個人とか分けて報告してくださいということをお願いしております。

それ以外に、それ以後の追加ですが、未入金の人の中にずっと同一の人が続いているのかどうか、それが何件ぐらいあるのかと、閉栓はどの時点で閉栓するのか、これは実績で言うてください。

それと、今、お話聞いていましたら、水道事業は独立事業でやっておられ、人数は足りないから少ないと聞いておりますけども。今のお話聞いたら、売りっ放しというような感じですか。執行体制はちゃんとやっていると。商売言うたらおかしいけども、集金して何ぼやからね。でないと、事業という頭をなくしたらどうですか。お金が入って何ぼやから、これも町の財産を応援してもらいながらやっていますから、そういう点で、今、現状の人員であれば町長にどうしても集金する人数が足らんと。だからふやしてほしいとか、そういうあれがあってもよかったと思うんですよ。

私、過去から水道料金がいつも1億何ぼ云々というあれがありますけども、ちょっとその辺が不審になってきたんです。とりあえず、今の件について、回答お願いします。

吉田上下水道部水道課長 平成18年、19年度分の未収金ですけれども、3月31日現在におきまして、これも実質的な未収金としましては、両年度で約3,900万円、18年度は約1,000万、19年度で2,900万円。件数ですけれども、19年度については、調定額3月分の納付期限が翌年度の4月に入りますので、19年度については今出せていな

いんです。18年度分ですけれども、調定件数9万9,700件、この件数といいますのは、1世帯で1カ月分を1件ということでの件数です。その延べ数です。調定件数9万9,700件に対しまして、納付件数が9万6,500件、未納件数が3,200件、この徴収率としましては96.8%です。

これも18年度の未納額のワースト10ですけれども、個人の方でのワースト10の一番多い人で、18年度1年間で18万2,000円、2番目が17万2,000円、3番目が13万7,000円、4番目が12万5,000円、5番目が11万9,000円、6番目が11万7,000円、7番目が9万7,000円、8番目が9万5,000円、9番目が9万4,000円、10番目が9万3,000円となっております。

営業用ですけれども、これのワースト1が36万2,000円、2番目が21万6,000円、3番目が14万3,000円、4番目が5万4,000円、5番目が1万5,000円、6番目が1万1,000円、7番目が1万1,000円、8番目が1万円、9番目、10番目も1万、1万という状況です。

それと同一人物が続いているかとのことですけれども、今回のシステムの打ち出しの方では、人間単位で出ておりませんので、つぶさにAさんがずっと引き続けているかどうかすぐに出せないものですから、今手元の方には持ち合わせできておらないんですが。

未収から閉栓、給水の停止までの計画ですけれども、納期がありまして、納期から約1カ月以上未収ということになりますと、督促状の送付を行います。督促状の送付に2週間程度の納期を設けまして、その督促状の納期限から約10日程度振り込みで町へ届くまでの期間を考慮して、納期限から約10日ほど経過した後に確認をとりまして、まだ未納が続いているということになりますと、さらに催促を行うと。催促の時点では、今のこちらの考えでは、その催促の折には訪問して催促を行いたい。その催促の折にも納付書、2週間程度の納期を設けて、直接訪問先で催促をすると。また、それからさらに納期から10日ほどの経過を見て、未収かどうか、納付されているか、未納かの確認をいたします。それで、まだなお引き続いて未納であるというときには、給水停止の通知を送り、その際にも再度納付書、また2週間程度の納期を設け、さらに10日ほどの経過を見た上で納付されているかどうかを確認した上で、最終的に給水の停止に及ぶと。そういう順序で考えております。

以上です。

鍛冶委員 19年度は、調定分とかいろいろあるから分けられないということやけども、18年以

前はわかるんですが、未入金のそういうのは。これは後でいいです、結果はね。

まず、それが1点と、今の閉栓するまでの経過聞きましたら、約1カ月は督促、1カ月で閉栓するよとかいうことで、2カ月過ぎたら大体とめちゃうような感じですね。これ二、三カ月で。ということは、18年度の10件、法人・個人にかかわらず、これ、みんなとめてなあかんの違いますの。今説明を受けましたね。初め、未収金の、特に督促状を送ると。2週間程度たって、まだだったら10日ほどさらに催促すると。そのときは訪問の上、催促するということでしょう。その上、まだ納付の人には閉栓するよということで、2週間ほど行くんかな。給水停止をするよと、また2週間たったりして、約二、三カ月で一応手続上の事務は終わるわけやね、払わない人については。そういうことであれば、法人、個人にかかわらず、今現在、これだけの金額の人が閉栓何回ぐらいしてますの。

吉田上下水道部水道課長 先ほども申し上げていますが、もともと水道事業の今現在の体制においては、本格的に未収金の整理ができる執行体制になっておりませんので、なかなかそれを全庁に張りめぐらせての本格的な整理は、正直なところ、できておりません。

ただ、厳しい執行体制の中ではありますけれども、19年度におきましては、十数件ピックアップいたしまして、それは法人、個人を問わずに、督促状を送って、未納が続いていたというところにつきましては、今先ほど言いましたような形で、十数件ほどさせてもらい、訪問もし、そのうちの約半分程度ぐらいは分納誓約をいただいて、分割で納めていただくというようなことを試験的には実施したところです。それが全庁にありますので、それを今後、この委託によって本格的に一齐に未収金整理を進めていきたいという考えなんですけれども。

鍛冶委員 まことに悪いんですけどね、町の厳しい状況なんで、一例を挙げて、私、いろいろ質問しますけども。町長にお聞きしたいんですけども、過去から、先ほど反保委員のときの質問で、1億2,300万ほどが未収金であるということですね。この中には今の延長もあるし、あと、金額のところマイナスになる要素もあると思うんですけど。過去から、大体水道事業の方はこういうシステムでやっているんで、これがずっとぶり返してきていると思うんですよ。最終的には時効が来てギブアップと。その分をみんなほかの納めている人にご負担がいつているわけですね。税金で補てんしますからね。ということで、まず、今の人員の方、町として、先ほどお話しした執行体制は水道給水が重要な課題のように受けとめまして、あとは良識ある、ほとんど96%の人が納めてくれているんですかな、96.8%の人。これは、当然、使った者の支払いとしてやっていますけども。中にはいろいろ

事情もありますやろけども、非常識ということもあるかもわからんし、知りませんけどもね、こういうことがあると。そういう点で人数が足らんというなお話なんですけども、その点、町長の方はどうお考えですか。

石田町長 この人員につきましては、私が就任させていただいてから現在まで、既に25人の職員を削減いたしております。ということは、12%ぐらいになるのかな、非常に削減しております。したがって、本来、議会の事務局もそうですけども、条例定数というのがある部分を定数を割って職員配置やっているという中で、特に上下水道部の職員数も定数かなり減っているという中で運用していきまして、これをまたふやすということは、現在の集中改革プランの中で考えておりませんし、さらにまだ職員数を減らしていきたいと考えております。

その中では、今回ご提案させていただいているような形で、いつの間だけ職員を採用するわけにはいきませんので、その間は業務委託で目的を達していくという方法をとるべきだと思っておりますので、今回、このご提案をさせていただいております。

そして、先ほどの滞納整理の問題、これは特に水の場合、確かに商品をお売りさせていただいて、お買い上げいただいて、お金をいただく。その分が、先ほど委員おっしゃったように、最終、お金をいただくまでは商売、売りっ放しじゃないかというご指摘、確かにそのとおりもあるんですけども。ただ、水という必要性から、なかなか我々、今まで平然という形で命のものと水を絶つということが、我々行政としてできにくかったということも正直ございます。ただ、その中でも、今、委員おっしゃったように、まじめに、まともにお支払いしていただいている方々にご負担が行ってしまうということのないような形で、今回、厳しい処置をとって臨んでいきたい。

その中でも、職員数の削減で非常に事細かなとこまで、我々、施策が届かないという部分では、今回のご提案のように、期間を限った業務委託ということに踏み切っているということをご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

鍛冶委員 ということは、末原部長になられてから、いろいろ水道料金で打ち合わせしたことあるんですけども、人数が足らんのやというのは重々知っています。水道の職員さんが走ってどうのこうのしたりやっておられて、ということは、その時点時点で指定管理者を採用すべきだったんやね。こういう未納があるということは。

そういうことが1点と、閉栓、先ほどのあれやけど、まだ確認していませんけども、閉

栓はないんですね、今現在。閉栓しているのは、3,200件未納者があるということやけども、閉栓したんはゼロですな。

吉田上下水道部水道課長 未収金の整理に伴って、19年度は、先ほど言いましたように、試験的に行いましたけれども、実際に、これに伴う給水の停止というのは、今回は至っておりません。

もう一方では、閉栓届け漏れと申しますか、忘れと申しますか、それによって既に他の市町等へ移転されている住民さん、いわば基本料金はかかっておりますが、水量がずっと数カ月ゼロのまま引き続いておるといふところにつきましては、それも19年度末に調査いたしまして、現地確認を行って、34件のうち33件が現地も空き家であって、それについては職権による給水の停止を行っております。1件につきましては、徴収をさせていただいたという状況であります。

以上です。

鍛冶委員 今の水道の部長、課長等が決して悪いとは言っていないですよ。これは順々に来てますんで。ほかの市町村も一部確認しましたら、大変でしょう、先ほどの閉栓するまでの過程が。2週間待って、10日のどうのこうのいうことで、手続がね。だから、これは私の1つの提案ですけども、未入金が3カ月続いたら閉栓しますと。これは公言していいんじゃないですか、こういう手続せんでも。手続はどうしてもせなあかんもんはするとしてね。3カ月、何せ未納があったら閉栓しますよ。というのが、これは定かでないんですけども、あの人は払ってないから、私も払わんというようなことがあるというのをちっと聞いたことがあるんですよ。だから、そういう意味からいっても、3カ月滞ったら、岬町では水道の栓切られると。そういうように一応図ったらどうですか。

その家庭が、やっぱりどうしてもいろいろの事情でない場合は、あと、救いの手を伸べなあかんかもわかりません。だから、そういう点が、まだ今後のためにもやるべきじゃないか思うんですよ。

今回、今の未収金等、スムーズに進めるために1,300万何ぼの補正、これは別にどうしてもということであれば、私らもいろいろ検討された上でできますんで、するにしても、附帯条件としてそういうように閉栓する時期を明確に打ち出して、だから岬町におる限りは、3カ月たまったら、今は2カ月に1回やったら4カ月になるのかな。たまったら閉栓されると。だから納めにいかなあかんというようなシステムに、ほかの市町村がやっているようですから、そういうことの検討と、今までは人数が少ないから水道の職員

の方では周知まで行きませんか、今まで。督促とかあんなんは行ってもね。そういうこと
もありますんで、業者に委託するときも、いろいろなれた業者と思いますけども、今まで
の未入の要因をひとつよくつかんで、それでやってほしいというように要望しておきます。
以上です。

岡本委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 何点かお聞きしたいんですけど、まず冒頭に、本会議場で川端議員もいろいろと資料
請求があったので、きょう、細かな資料がいろいろと提出されるもんだと思って、それな
かったら時間もたたないので、先に資料提出があるもんだというふうに思って、根拠的な
もんが出てくると思ったんですが、その辺、本会議で川端議員も要求されましたが、その
予定はないんですね。

吉田上下水道部水道課長 本委員会について、特にあらかじめお出しするというものは、今のところ
は用意してないんですけども。最初の質問等でありました、未収金なり人件費等の費用
等を先ほど述べさせていただいたとおりなんですけれども。

奥野委員 各議員から質問されるべき内容というのは、当然わかってくるもんだと思っていますし、
少なくとも、この資料を提出することによって、委員会の時間の短縮もできるもんだと思
っておりますので、今後、こういうものについては資料を出してもらって、概要的なもの
を出すべきだというふうに私は思います。

それで、何点かお聞きしますけれども、以前にもちょっとお聞きしましたが、2年間放
置すると、水道料金が徴収できないというか、時効というか、というふうになるようお聞
きしておりますけれども、今まで、総額の未納が1億6,000万あるようにお聞きして
いますけれども、18年、19年で3,900万円ですか、そのうち差額というのは時効
というふうに判断するべきものなのか、その辺お願いします。

吉田上下水道部水道課長 もう一度申し上げます。

実質的な過年度からの未納額といいますのは1億2,300万、そのうち19年度だけ
では実質的な未収金2,900万ということですけども、本題の時効2年という問題で
すけれども、あくまでも2年を過ぎますと時効が成立します。それはあくまでも相手方が
援用したということによって時効になります。督促状とか、あるいは催告状とか、そうい
う催促をすることに関しましては、2年以内のものでないとできない。ただし、相手方に
2年以内の未収金がある場合、相手方に時効を過ぎたものも督促、催促はしなくてもお知
らせはするということはできると思います。その際、相手の判断によりまして納付してい

ただける場合はお受けするという事で考えております。

奥野委員 今の課長の答弁、ちょっとわかりにくいんですけども。結論的に言って、1億何がしの差額は時効でないというふうに判断するんですか、しないんですか。

吉田上下水道部水道課長 実質的な未収金1億2,300万円のうち、今の時点で言いますと、18年度と19年度の2カ年分の未収金で言いますと、実質的には3,900万円です。その差額の分につきましては、時効ということになってまいります。

末原上下水道部長 ちょっと補足させていただきます。

2年分は、うちの方は、当然徴収に行きます。それ以前のものについて、相手方から明確に時効であるという手続等、時効の援用が正式にあれば、それは時効になりますが、現在のところ、その物件について2年を過ぎたものについて、時効であると、援用するという申し出はございませんので、先ほど課長の方が説明したように、2年分の請求と、残りがこういうものがありますよ。その時点で、例えば私が体調が悪くて、そのときは払えなかったんやけど、それはあるなど。それはやっぱり支払わなあかんなどという意思があれば、町は当然受け入れていくと、そのように考えております。

以上です。

奥野委員 じゃあ、納務者が時効だから、もうよう払わんと言ったら、それで終わりだというふうに、今の答弁でいくとなるんですけども、知らなかったら、そのまま払わんとあかんのかなみたいな世界で、その辺はちょっと何か合点はいきませんけれども、とにかくいろいろと行革で予算がない中で、やはりそれを徴収していかないといけないというのは当然であるかと思うんですが、これだけの費用をかけて、効果、この前も本会議場でもその辺の話がありましたが、阪南市でやっておられるというふうにも、この前、部長答弁でしたか、ありましたが、その例として数字お示しいただくことができますか。効果額というか、未納がどれだけあって、徴収率というか、この辺のお話いただけますか。

吉田上下水道部水道課長 阪南市等にも問い合わせして、一定の効果が上がっているという内容はお聞きしておりますけれども、具体的に、数字的な効果の数字というところまでは、今の段階では聞き取れてはならないんです。

奥野委員 課長からそういう答弁いただくと、何の質問してええんかなというふうになりますけれども。これだけの、やはり予算をかけてやるには、実質未納になっているんですから、払ってくれない方のところへ行って督促するという事になって、どれだけ取れないお金が徴収できるかというのが、お金を回収することが第一の目的であるし、隣でやっているこ

とがどんな実績が上がっているかも調べずに業者委託、これを予算これだけというのは、どうも根拠の内容がわからないというか、町長、今の課長答弁でいかがですか。

石田町長 これにつきましては、確かに現在の未収の部分回収するということも大きな目的、もちろんございます。ただ、もう一つの目的からしますと、先ほど、鍛冶委員の方からもありましたように、岬町の水道事業が生ぬるくないように、岬町もお金払わなかったら水道とめられてしまうんやと。だから払わないかんという、そういったこれからのルールづくりといえますか、我々もきっちり対応していくんだというこの姿勢をご理解いただくということで、これから未収がなくなってくるという効果、この効果が私は大きいと思っております。

したがって、職員を増員するんじゃなくて、これはあくまでも3年計画でやっておりますけども、これが岬町の水道も払わへんのやったらとめられてしまうんやと。これ払わないかんという形になってきて、未収が減ってくれば、この計画は短く完了するわけですから、その間、少ない人数で、今まで行き届かなかった部分を、その期間を限定して委託をするということでございますので、あくまでもこの金額ですると何年も委託を続けるという計画ではございませんので、この辺ご理解賜りたいと思っております。

あくまでも現在の未収を回収する。それと、これから未収をつくらない。この2つの意味があるということをご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

奥野委員 今の町長の答弁でいきますと、これからの対策のための事業だというふうに理解するわけですが、しかし、住民にはそれでもいいんでしょうけど、今まで、59年からでしたか、1億何がし、その以前というのはもう今までも全然集金せずに、徴収の業務せずに、今までもそのままずっと今の体制であったということになるんですね。

末原上下水道部長 59年以前も未収金はございました。これについては、当時の書類、電算業務に移る間に、その資料の方がはっきりしたのが残っていないということで、平成17年度に不納欠損ということで、58年以前については落とさせていただきました。その以降、徐々にふえてきたということで、今回の委託業務に踏み切ったところでございます。

以上です。

奥野委員 もう1点だけ、また後日でも結構ですが、阪南市さんがやっているのか、泉佐野もやっているのかどうか知りませんが、その辺の委託されているところの資料、もう少し詳細な資料を提出していただくことはできますか。

未原上下水道部長 委員の質問に、私の知る範囲で答えさせていただきますと、泉大津市の例をとりますと、泉大津市は4年以上やっているんですが、うちの方から問い合わせますと、泉大津市全体の中で未収金というのは年に数件であると。そういう業務を継続してやっていますので、年に数件しか生じてないというような効果が出ているということで、私もちょっとびっくりしたんですが、ほとんど職員はその件については知らずに、委託した業者の方がすべてやっているの、その答えを聞きだすまでの時間がかかるくらいでした。業者委託で効率的な効果的な運営を図っているというふうにお聞きしております。

それと、あと、具体的な徴収率、他市町の方に、問い合わせをして、具体的な数値をもらえるかどうかはちょっと定かではないんですが、問い合わせをしていきたいと思っています。

以上です。

辻下（正）委員 僕は簡単な質問ですね。

検針等業務委託料、この検針は岬地域で何名の方が検針をやっているか。それと未収金整理、これ、3年間、委託業務という話してますけども、これは会社にさすんか、それとも個人にさすんか、その点2点だけ。

吉田上下水道部水道課長 検針人につきましては、今現在、16名の個人の方にやっていただいており、個人委託でやっております。

現在考えています検針業務、閉開栓、未収金、これら総合的に業者委託というふうを考えております。

辻下（正）委員 業者委託やけども、それは入札にさすんか、それとも随契で水道課が直接やらすんか、その点どうですか。

吉田上下水道部水道課長 通常であれば、入札ということになると思います。ただ、この役務の提供に関する業務につきましては、中身が非常に大事になってきます。近隣で既にやっている市等を問い合わせ、いろいろ教えていただいたところ、プロポーザル方式によって業者を選定していくのがいいんじゃないかという感触を得ていますので、その方向で考えていきたいと思っています。

辻下（正）委員 その業者は、岬町内の業者にしはるということ。

吉田上下水道部水道課長 業者につきましては、今、岬町の方に役務提供の指名願いが出ている業者を選定しまして、その指名業者の中からプロポーザル方式で選定していきたいと考えています。

辻下（正）委員 わかりました。

岡本委員長 他にございませんか。

奥野委員 もう1点だけ、済みません。

今、プロポーザルのことを言われたんで、ちょっとまたそれで思ったんですが。そこまで各いろんなところの市に問い合わせして、プロポーザルの方式まで聞いているにつけて、その費用対効果をなぜ阪南市なり泉大津市さんのあたりで、当然聞いている話じゃないか。今、それ聞いて、これだけはもう1回言うのかなあかんと思ったんですが、どうしたらええんですか。

吉田上下水道部水道課長 もちろん効果の有無については、そのときに聞き合わせておりますけれども、その時点で、具体的に数値をもって、その時点でその市からは聞き取れなかったということです。今後も、先ほども奥野委員が言われてますことから、再度、その辺どこまで数字を出していただけるのかどうかわかりませんが、さらにお願ひして、できるだけ数値も含めた中で、再度問い合わせをしてみたいと、そのように思います。

岡本委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようですので、私がちょっとだけ。

6月4日に川端議員が本会議で、阪南市を1回調べて資料を提出しますという理事者側の答弁あったやんか。それ当然、僕はやってほしいなと、このように思っています。議事録に残ってんねんから。言うてないと言うんやったら調べたらええけども、そういう川端議員からの質問で、幹部職員がやっているやろうと、それはないやろうという返事はあったんは聞いているけども、その後1回調べてきちっと返答しますという答弁、理事者の方からやっているんやから、それはきちっとやってください。

吉田上下水道部水道課長 今の委員長の件ですけれども、部長の方が議場の方で答弁させていただいておりますけれども、既に阪南市については未収金整理の事務、業務、検針、閉開栓、窓口や集金等の業者委託をやっているかどうかの確認はこちらの方でしてまして、業者委託によって未収金の整理をやっていると答弁をしております。再度、その後、確認いたしました。それは、やはりこちらの調べのとおり、業者委託によって未収金の整理をやっているという返答をいただいております。幹部職員によって整理をやっているというのは、税金の徴収について、そのようなことはやっているという返答をいただいております。

以上です。

岡本委員長 皆さん、よろしいな。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、次に、賛成討論ございませんか。

鍛冶委員 先ほどもお願いしましたように、三月なり四月なり、町としての未入金が滞った場合に、この時点で閉栓するというようなことを前向きに検討していただくように町長から聞きましたけども、そういうことをやっていただくという前提で賛成討論とします。

岡本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第50号「平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

岡本委員長 満場一致です。よって、議案第50号は、本委員会において可決されました。

次に、議案第51号「新たに生じた土地の確認の件」と議案第52号「町の区域の変更の件」の2件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 異議なしと認めます。議案第51号と議案第52号の2件については、一括議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 参考資料として、イメージ図を配付しております。

質疑、意見ございませんか。

反保委員 場所をちょっと教えてほしいんですけど、今現在、埋め立てをしたところからの分ですか。

松永事業部長 委員会資料の下の方に図面が載っております、ハッチしておりますよね。今回、竣工認可を受けたのはこの部分でございます。斜線の部分でございます。

以上でございます。

反保委員 ということは、金乗寺からおりてきて、まだ右側ということですか、この場所は。

松永事業部長 金乗寺からおりてきたところから右側のあたりですね。

反保委員 今工事やっているところですね。

岡本委員長 なければ、この2件について質疑を終わります。

続いて、議案第51号「新たに生じた土地の確認の件」について、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第51号「新たに生じた土地の確認の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

岡本委員長 満場一致です。よって、議案第51号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第52号「町の区域の変更の件について」、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第52号「町の区域の変更の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

岡本委員長 満場一致です。よって、議案第52号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで事業委員会を閉会します。

(午前11時09分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年6月6日

岬町議会

委員長 岡本重樹